

改正育児・介護休業法等説明会

令和7年4月から順次施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に関する法改正の内容や企業に求められる対応について、また、令和6年11月施行のフリーランス法のポイントなどについて解説します。

内容

予約制

参加
無料

① 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法について

令和7年4月～

- ・ 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ・ 子の看護休暇、介護休暇の見直し
- ・ 育児、介護のためのテレワークの導入の努力義務化 ・ 育児休業取得状況の公表義務の拡大（300人超企業）
- ・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化（次世代育成支援対策推進法）
- ・ 法律の有効期限延長 ・ 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

令和7年10月～

- ・ 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化
- ・ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

② フリーランス・事業者間取引適正化等法について

- ・ フリーランスと発注事業者（企業など）の間の取引の適正化
- ・ フリーランスの就業環境の整備

③ 個別相談



申込締切
11月29日(金)

日時

各回 **13:00～15:10**

	開催日	会場	定員
最上会場	12月3日(火)	ゆめりあ 2階会議室 (新庄市多門町1-2)	50名
庄内会場	12月5日(木)	いろり火の里なの花ホール (三川町大字横山字堤172-1)	150名
置賜会場	12月10日(火)	米沢市すこやかセンター 2階大会議室 (米沢市西大通1-5-60)	100名
村山会場	12月12日(木)	山形ビッグウイング 2階大会議室 (山形市平久保100)	300名

対象

県内に本社または事業所がある企業の事業主、人事労務担当者等

お申込みはこちらから
(山形労働局HP)

申込方法

山形労働局ホームページの専用フォームよりお申込みください。
1事業所2名までの参加とします。各会場の定員となり次第締め切りとなります。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/ikukai-setumeikai-20241106.html>)



お問合せ

山形労働局 雇用環境・均等室 指導係 TEL 023-624-8228